

11月は児童虐待防止推進月間です

あなたの周りに虐待を受けているのではないかと
思われる子どもがいたら、迷わず市や児童相談所に
連絡してください。連絡した人の名前は決して知ら
れることはありません。あなたからの連絡が、子ど
もを虐待から守るための大きな一歩となります。

連絡先 こども企画課 32・7027、津山児童相
談所(山北) 23・5131

第62回
12月4日～10日は人権週間

人権を考える市民のつどい
とき 12月5日(日)午後1時～3時15分
ところ グリーンヒルズ津山
リージョンセンター
演題 沖縄から平和を願って
～風と大地と島を唄う～
講師 南ぬ風人まーちゃんう
一ぼーさん(音楽家)
参加費 無料
※要約筆記、手話通訳あり

人権ポスター・パネル展
とき 12月4日(出)～10日(金)
ところ 地域交流センター
(アルネ・津山4階)
内容 第62回人権週間津
山市児童生徒ポスター
展・人権啓発特設コー
ナー

人権週間特設人権相談
とき 12月4日(出)午前10時～
午後3時
ところ 津山男女共同参画セ
ンター「さん・さん」(アル
ネ・津山5階)
相談員 人権擁護委員
※相談無料

問い合わせ先 人権啓発課 31-0088



**年金は世代と世代の
支えあひ**

11月は
年金月間

かつて日本では、祖父母、父母、
子どもたちが一緒に暮らし、その
中で家族が高齢者を扶養すること
が一般的でした。しかし、核家族
化が進み、兄弟姉妹が少なくなっ
ている現在、老後の生活を自分の
子どもに頼ることが難しくなって
います。

公的年金制度は、このような状
況の中で、長い老後の生活を安心
できるものにするため、社会全体
で高齢者の生活を支えていく仕組
みが必要であるという考え方の下
で形成されてきた制度です。

**30の年金で
あなたをサポート！**

老齢基礎年金 保険料を納めた期
間(免除・猶予期間も含む)が
原則25年以上ある人に65歳から

支給されます
年額 79万2100円(40年間
納めた場合の満額)

障害基礎年金 国民年金加入中の
病気やけがで一定の障害状態に
なった時に支給されます(保険
料の納付要件あり)
年額 1級 99万100円
2級 79万2100円

遺族基礎年金 国民年金加入者が
亡くなった時、その人によって
生計を維持されていた子のある
妻または子に支給されます(保
険料の納付要件あり)
年額 102万円(子どもが1
人いる妻の場合)

**20歳になったら
国民年金！**

加入者は次の3種類
第1号被保険者 自営業、農業・
漁業、学生、無職の人など「保
険料は自主納付(免除制度あ
り)」

**子ども医療費公費負担制度
手続きはお済みですか？**

10月から、入院にかかる医療費の助成対
象年齢を小学校就学前から中学3年生までに
拡大していますが、子ども医療費受給資格者
証(入院用)の交付には申請が必要です。
医療機関に入院するとき、健康保険証と受
給資格者証を提示すると、医療費の自己負担
(保険診療分のみ)が無料になります。希望
する人は申請してくだ
さい。
対象 小学1年生～中
学3年生
持ってくるもの 印鑑、
子どもの健康保険証

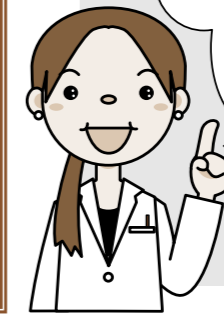
問い合わせ先 こども課(津山すこやか・
こどもセンター) 32-2065、または
各支所市民生活課



医療費節約ポイントその4

薬のせらふ過剰に注意しましょう

薬が使い切れずに残っているこ
とはありませんか？余分な薬は
医療費の無駄遣いになります。使
い切れずに余った場合は医師や薬
剤師に相談しましょう。
また、薬は飲み合わせによっ
ては副作用が生じる場合があります。
お薬手帳などを活用し、すでに処
方されている薬がある場
合は医師や薬剤師に伝え、
飲み合わせに注意するよ
うにしましょう。



問い合わせ先 保険年金課
32-2071

**ねんきん定期便を
確認していただく！**

後から納めること(追納)がで
きます。免除を受けて3年度目
以降に追納する場合は、経過期
間に応じた加算額が上乗せされ
ますので、ご注意ください。

日本年金機構で
は、すべての国民
年金、厚生年金加
入者の皆さんに年
金加入記録を確認
していただくため
「ねんきん定期便」を誕生日に送付
しています。お手元に届いた「ね
んきん定期便」に記載されている
年金記録を確認していただき、漏
れや誤りがある場合は、年金加入
記録回答票にご記入のうえ、同封
の返信用封筒に入れて返送してく
ださい。



☆便利な口座振替や、保険料が割
り引きになるお得な前納制度も
あります
☆将来、より多くの年金を希望す
る人は、月額4000円の付加保
険料を納めることができます
☆所得が少なく納付が難しい場合
は、**保険料免除・猶予制度**があ
ります。免除を受けた期間によ
り将来受け取る年金額は少なく
なりますが、10年以内であれば

問い合わせ先 保険年金課 32・
2072